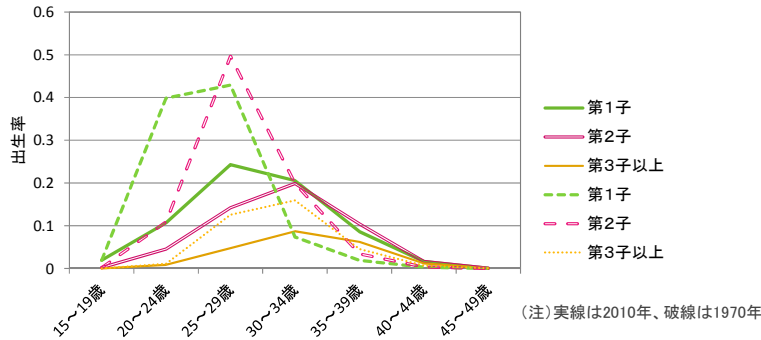


出産順位ごとにみた出生率の変化

第1子は20～29歳のピークが25～34歳に上昇(出生率は大幅低下)
 第2子は25～29歳のピークが30～34歳に上昇(出生率は大幅低下)

● 出産順位別・出産時年齢別出生率



資料出所: 厚生労働省「人口動態統計(2013年)」をもとに作成

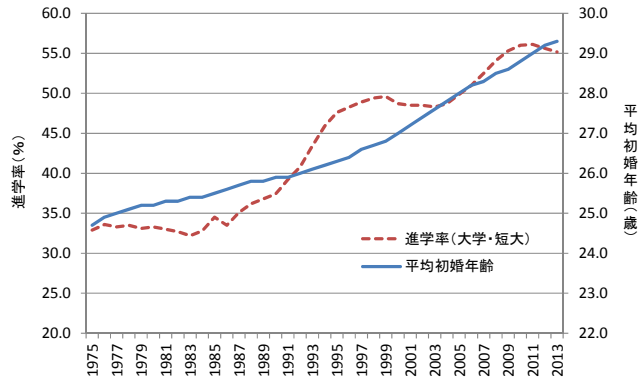
▶ 16

ここでは、出生順位ごとに出生率がどのように変化しているのかということで、第一子、第二子、第三子それぞれで、年代別の出生率を並べてみました。点線が1970年のデータ、実線が2010年のデータになります。第一子のピークが20代前半から始まっていたものが、明らかに20代後半に移っています。しかも率が大幅に下がっています。第二子で見ますと、20代後半で過去は第二子のピークを迎えていたのですが、ピークは30代前半に移っています。このような形で、一世代といえますか、5歳幅で世代と言っていいのかどうか分かりませんが、確実に年代が後ろにずれていることが、このような傾向からもよく分かります。

晩婚化の状況

女性の平均初婚年齢は上昇傾向が続く
要因①: 大学・短大への進学率の上昇
要因②: 就労状況の変化(いわゆる社会進出)
要因③: 結婚に関する価値観の変化

●女性の平均初婚年齢と進学率



資料出所: 厚生労働省「人口動態調査(2013年)」および
文部科学省「学校基本調査(2013年)」をもとに作成

▶ 17

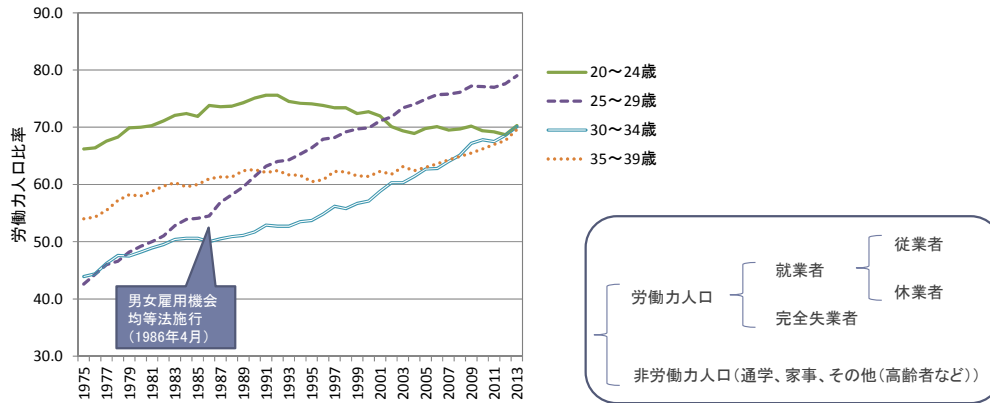
この出生時の年齢が上がっていることは、先程の未婚化等の影響があるわけですが、よく晩婚化の影響が一番高いとも言われています。このグラフは平均初婚年齢、実線の方です。これを過去からグラフ化してみました。これも見ていただくと分かりますけれども、25歳より若い平均初婚年齢だったものが、足元では29歳を超えていることとなります。結婚する年齢がどんどん上がっているということは、実感、直感的にも分かると思いますけれども、どんどん上昇しているのが今の状況です。

なぜかと考えたときに、色々な要因はあっても、「それはそうだよな」と思うわけですが、参考までに、大学、短大への進学率というデータがありましたので、それを重ねてみました。点線が進学率のグラフで、左軸で見ていただければと思いますが、85年、87年あたり、この辺の雇用機会均等法施行の時期をまたいで、進学率が大幅に上昇しているということです。当然、進学率が高くなりますと、社会に出るタイミングが遅れますので、結婚する時期が遅くなるということは、これは当たり前だと思います。その他の要因としても、働く状況や結婚に関する価値観の変化等、このようなことが晩婚化や未婚化等、そのようなところへの影響としてよく挙げられていることです。

女性の就労状況の変化

女性の労働力人口比率は20代後半～30代前半で大幅な上昇
 一方、20代前半は1990年近辺で頭打ち
 ⇒進学率の上昇時期に一致

●女性の労働力人口比率



▶ 18

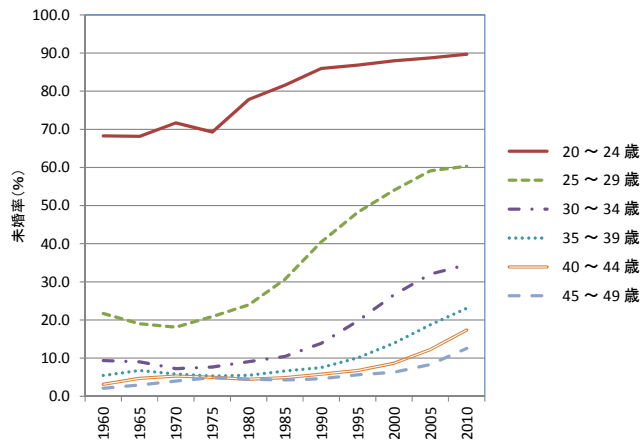
資料出所:総務省「労働力調査(2014年)」をもとに作成

次に、就労状況の変化も見てみました。この女性の労働力人口比率、これをグラフ化したものですが、年代ごとに労働力人口比率を取ってみました。右上がりの上昇傾向を示していますが、25歳から29歳のところが非常に労働力人口比率が上がっていることが、このグラフから分かります。一方、20歳から24歳につきましては、頭打ちしています。その後少しずつ低下してきて、最近では安定をしているということから、これは進学率の上昇の影響が大きいのだと思います。ちなみに、労働力人口という分類の仕方については、右下の方に、このような形で書いてありまして、就業者と完全失業者を合わせたものが労働力人口、非労働力人口は通学している、家事をしている、その他高齢者と、このような区分けで見た比率ということで、見ていただければと思います。このように変化が非常に大きくあったということです。

未婚率の推移

女性の未婚率は各年代とも上昇
特に20代後半～30代前半の上昇が顕著

●女性の未婚率の推移



▶ 19

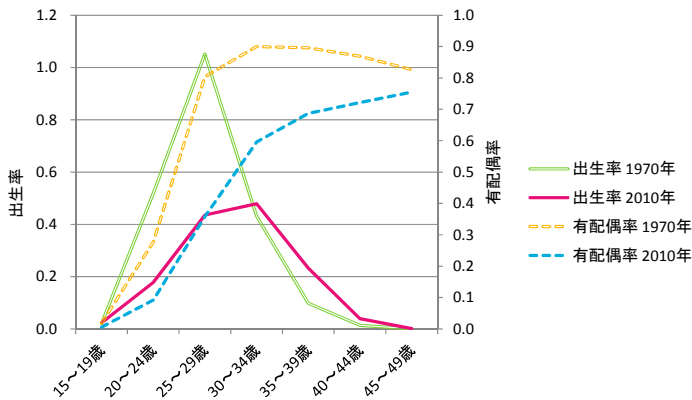
資料出所:総務省「国勢調査(2010年)」をもとに作成

次に未婚率ですけれども、これも、グラフで見ただけだと思います。『厚生労働白書』や『少子化白書』等、そのような中でも、最近の未婚率の上昇についてよく取り上げられています。ここでは申し訳ありませんが、女性の未婚率の推移のみを取り上げています。顕著に出ていますことは、25歳から29歳のラインのところ、これが、未婚率が20%ぐらいだったものが60%になっていますので、晩婚化はこれでもはっきり分かるのではないかと思います。ちなみに、未婚率自体は男性の方が高いです。足元の数字ですが、20代後半という緑の点線に該当する男性の未婚率は、大体70%少し、70%を超えています。この次の紫色っぽい一点鎖線、30代前半の男性の未婚率は47%です。というように、女性の未婚率よりも、男性の未婚率が高いということは実績としてあります。どちらにしても、未婚率が高まっていることが、よく分かるのではないかと思います。ただしこれは、生涯未婚率という形で、結婚しないという率ではなくて、その年代に結婚していない率ですので、ご注意ください。

有配偶率と出生率の関係

出生率は、有配偶率が大きく影響している

● 出生率と有配偶率



資料出所: 総務省「国勢調査(1970年および2010年)」および厚生労働省「人口動態統計(2013年)」をもとに作成

▶ 20

出生率について、有配偶率、要は結婚しているか、していないかという観点で比較をしてみました。これも1970年と2010年の二つの時点で比べたものですが、点線の方が有配偶率のグラフになっています。まさに、両方の関係がよく分かるかと思えます。有配偶率が高くなったところで、出生率も高くなっている。このような状況が見られます。

海外との比較

平均初婚年齢はやや若い
第1子出生時の平均年齢はやや高い
婚外子の割合は非常に低い

※表中カッコ内は調査年次

	日本	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	アメリカ
合計特殊出生率	1.43 (2013)	2.00 (2012)	1.91 (2011)	1.92 (2012)	1.38 (2012)	1.88 (2012)
女性の平均初婚年齢	29.3 (2013)	30.8 (2011)	—	33.0 (2011)	30.2 (2011)	25.8 (注)
第1子出生時の母親の平均年齢	30.4 (2013)	28.1 (2010)	27.8 (2010)	29.0 (2011)	29.0 (2011)	25.4 (2009)
婚外子の割合(2008年)	2.1% (2013年は2.2%)	52.6%	43.7%	54.7%	32.7%	40.6%

(注)2006年から2010年までの平均

フランス、スウェーデンは非婚カップルに対する法的措置があることが、初婚年齢の高さ、婚外子割合の高さの要因と思われる

資料出所: 内閣府「平成26年版少子化社会対策白書」、「第3回「選択する未来」委員会」資料、厚生労働省「人口動態統計(2013年)」および国立社会保障・人口問題研究所「人口問題研究」第70巻第2号(2014年6月)をもとに作成

▶ 21

では、諸外国はどのようなのだろうかと思ひ、限りあるデータの中から探して持ってきたものです。その

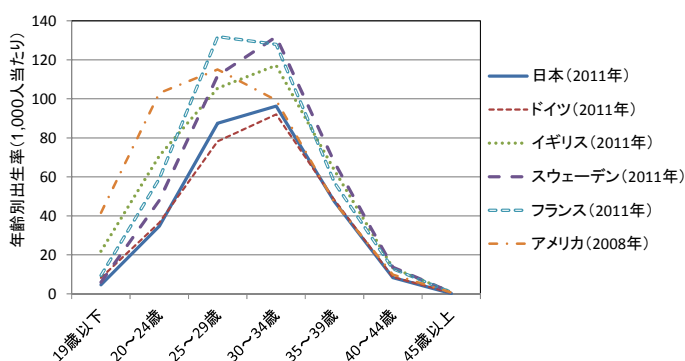
中でも、データについてはできるだけ新しいものを数字に置き換えて、表にまとめ直しました。一番上が合計特殊出生率、括弧内はその調査年次です。このフランス、イギリス、スウェーデン、ドイツ、アメリカは、よく比較で取り上げられる国々ですけれども、日本とドイツは低い国、よく取り上げられるフランス、スウェーデン、このようなところは高い国の代表とされています。2 前後あるか、1.4 ぐらいしかないかと、このような二つのグループに分かれています。そこで、他の諸数値を見てみますと、女性の平均初婚年齢、日本は 29.3 歳。フランス、スウェーデン、ドイツ、この辺を見ていただきますと、日本より高いです。30.8 歳、33 歳、30.2 歳などです。アメリカは、色々と国の事情があると思いますが非常に低い年齢です。それと比べまして、第一子の出産時、第一子出生時の母親の平均年齢を見てみますと、この中では日本が一番高いです。30.4 歳。ただ、出生率の高いフランス、スウェーデン、そのような国も 28 歳や 29 歳です。もっと大きく違うのかと思ったのですが、第一子出生時の母親の平均年齢は、思ったほど日本は高くないのだというように、私は感じました。

もう一つ気になったことは、平均初婚年齢よりも、フランス、スウェーデン、ドイツもそうですけれども、第一子出生時の年齢の方が若いということです。これは、一番下にあります婚外子の割合を見ていただければと思いますが、日本は 2.1%、足元の 2013 年は 2.2%ですが、非常に低いことが国民性なのかと思います。フランス、スウェーデンは、5 割を超えて婚外子がいるということです。ただ、フランスやスウェーデン、このような国は、非婚カップルに対する法的措置があるようで、フランスは連帯民事協約、パックスと呼んでいるようですけれども、そのようなものがあるって、届出によりまして税金や社会保険、そのようなところで、結婚と近い水準の取り扱いといいますか、保護があります。スウェーデンは、サムボ法と呼んでいるようですけれども、これも同じように婚姻夫婦と同様の権利、保護を与える法律があるそうです。ですから、この婚外子が、日本でいう婚外子とは意味合いとしても違うのではないかと思います、このような状況があるということです。

年齢別出生率の海外との比較

各国とも、おおむね出生率のピークは同年代(25~34歳)
アメリカを除き、出生率の高さは早期出産が理由ではない

● 年齢別出生率



● 同時点の合計特殊出生率

国	合計特殊出生率
日本(2011年)	1.39
ドイツ(2011年)	1.36
イギリス(2011年)	1.91
スウェーデン(2011年)	1.90
フランス(2011年)	2.00
アメリカ(2008年)	2.09

資料出所:「人口問題研究」第70巻第2号(2014年6月)をもとに作成

その国々の年齢別の出生率を比較してみました。私もこのデータを見るまでは、日本の出生率を上げるに

は、出生年齢を引き下げる必要があるのではないかと、早く生めるように環境を整備すべきではないかというように考えていたのですけれども、海外のデータで年齢別の出生率を比較してみましたら、実は各国とも、出生率のピークは20代後半から30代前半です。これは、日本もそうです。ですから、出産するタイミングは、それほど諸外国と変わっていないのだということがこれで分かりました。そうすると、アメリカが一番左側に飛び出ている線ですけれども、これは少し置いておいて他の国々で見ると、やはりこのぐらいの年齢に生むという状況は、普通なのだというように感じました。ただ、グラフを見ていただければ分かりますけれども、年代ごとの出生率が絶対的に低いという面はあります。ですから、早期に生めるようにするというだけではなくても、先程出産年齢、出生率の年代別の推移で、非常に遅くなっているというグラフを見ていただきましたが、2ぐらいの出生率を目指すことは可能ではないかという気がしています。

晩婚化・未婚化への対応

日本は婚外子割合が低いため、晩婚化・未婚化への対応は重要

- ▶ 女性の大学進学率の上昇、就労状況の変化
 - ・大幅な早期化は困難
 - ⇒仕事と出産の両立支援
- ▶ 将来の収入に対する不安・・・なかなか踏み切れない
 - ・賃金上昇率の低下(年功的賃金カーブではなくなりつつあることも要因?)
 - ⇒出産、育児に係る費用負担への援助
 - ・非正規社員の増加
 - ⇒正規社員化、非正規社員の処遇引上げ
- ▶ 恵まれた生活環境
 - ・「パラサイトシングル」の増加(生活に困らない、自由を満喫)
 - ⇒結婚へのインセンティブが必要?
- ▶ 婚外子への偏見
 - ・フランスやスウェーデンのような、非婚カップルへの法的措置
 - ⇒日本の結婚はフランスのPACS(連帯市民協約)に近い

▶ 23

出生率が低い原因として、晩婚化、未婚化、要は結婚しないことが一番の要因だとよく言われています。これは、先程の婚外子の割合が日本は非常に低いということもありますので、そのとおりだと思います。これも国民的な、国民性といいますか、意識の問題が非常に強くあろうかと思えますけれども、晩婚化、未婚化への対応は、非常に大切なことなのではないかと思えます。要因として、これも勝手に考えていることや、本に書かれていること等、そのようなことをまとめてみましたが、進学率が上昇していること、働くことに対する考え方の変化、このようなことを踏まえると、出生時期の早期化については、大きな早期化は無理だと思います。これをふまえて必要なことというと、仕事と出産、育児の両立支援なのではないかというように感じます。逆に、先程のグラフで見ていただきましたように、あまり早期出産という点に目標を置かなくても、海外と同じように2ぐらいまでは目指せるのではないかと感じた次第です。

結婚しない理由として、将来の収入に対する不安、これもよく言われますけれども、今の状況だと将来どのようになるか分からないからなかなか結婚できない、このようなこともよく言われています。過去に比べますと、当然賃金上昇率が低下してきているということもありますし、これも、うがった見方かもしれませ

んけれども、年功的な賃金カーブであれば、「今は安くても、しばらく頑張れば給料は上がってくるから何とかなるだろう」と、このような気持ちも持っていたのではないかと、私も会社に入った頃、そのような気持ちが多少ありました。途中でその期待は打ち砕かれましたけれども、そのような気持ちがあれば、しばらく頑張ればいいのだという判断もできるのではないかと思います。それが、できなくなってきているのではないかと思います。そうすると、やはり、これは後で見えていただきますが、出産や育児等、子育てにかかる費用などに対する援助、これは、すでに子供手当等でありますけれども、本当に大切なことなのではないかと思います。それと、非正規社員が増加していますが、そのような方々の仕事や所得等、そのようなところを、きちんと守ってあげることも必要かと思いが、なかなか難しいという気もしています。

次は、恵まれた生活環境ということで、親元に住む独身の人、実は私もそうでした。本当に楽です。何かこれ以上、違う生活に踏み込む必要性はないのではないかとというぐらい楽です。しかも、給料の大部分は自分で使えるということで、そのような人が増えてしまうと、その生活から抜け出せなくなることもあるのではないかと思います。ここで、結婚へのインセンティブが必要と書いてみましたけれども、そのようなことまでしなければいけないのかと、若干、逆に寂しいような気もしています。

それから、婚外子への偏見をなくすということで、フランスやスウェーデンのように婚外子の割合を増やすということも、もしかしたら効果があると思います。ここで一番下に、日本の結婚は、フランスのボックス、先程言ったものに近いと書きましたけれども、ここで意味していることは、フランスやスウェーデン等は、結婚に宗教の問題も絡んでいるということです。カトリック等、離婚に対しては非常にハードルが高く、神の下で結婚したということになりますので、離婚することは宗教観からしても非常にハードルが高く、結婚に対してかなり慎重になるということです。ですから、役所に届けることによって結婚と同等の税制や社会保障の適用等、そのようなことを受けられる仕組みができています。

逆に日本ですが、日本はみんながみんなそうではないと思うのですが、少なくとも私は、結婚を神様に約束した記憶はなくて、相手と約束しただけです。これも、役所に届けるだけで成立してしまうことになりますので、逆に離婚も役所に届けるだけでできてしまいます。ある本によりますと、「日本は離婚大国だ」と、離婚大国とは多いという意味ではなくて、そのようなハードルが低いという意味で、離婚しやすい国なのだと言っている方もいるぐらいです。ですから、このフランスやスウェーデンのような形での法的措置などは、皆さんの意識が変わらないと、どこまで効果があるかは疑問です。

《参考》単純な試算

～単純な試算～

出生率が有配偶率に比例するものとし、有配偶率が1970年水準であると仮定すると、2010年の出生率は2.66となる

(注)30代以降の出生率は、出産時期の後ずれの影響が大きいと考えられるため、有配偶率の影響は当然これより小さくなる

●年代別出生率を有配偶率の比で補正した結果

	1970年	2010年	有配偶率の 比で補正
15～19	0.0209	0.0232	0.0749
20～24	0.5184	0.1781	0.5367
25～29	1.0515	0.4356	0.9784
30～34	0.4314	0.4789	0.7230
35～39	0.0984	0.2318	0.3023
40～44	0.0133	0.0387	0.0466
45～49	0.0008	0.0010	0.0011
合計	2.1347	1.3873	2.6630

総務省「国勢調査(1970年および2010年)」および厚生労働省「人口動態統計(2013年)」をもとに作成

▶ 24

このページは、皆様方にお見せすることは恥ずかしいぐらい、とてもいい加減な計算です。出生率が有配偶率に比例するというかなり強引な前提を置いて、1970年と2010年の出生率、これを補正してみました。1970年と、年代ごとの有配偶率が同じと仮定して、2010年の数字を補正するとどのようになるのかということです。ですから、数字の遊びだと思って見ていただければと思います。そうすると、各年代、一番右側のような出生率になりまして、合計すると2.66となります。ここは当然、例えば70年と2010年を比較したときに、30代後半のところでは0.0984から0.2318と2010年の方がかなり高くなっているのですが、これは、出産時期の遅れといいますか年齢の上昇ですので、単純に、その年齢層でたくさん生まれているということではございません。ここがもっと増えるかということ、それはあり得ないのだろうと思いますが、このような数字を見ると、出生率を上げることも、あながち無理な話ではないのではと思います。

「夫婦の持つ子どもの数」の変化

理想子ども数、予定子ども数、現存子ども数とも、減少傾向は続く

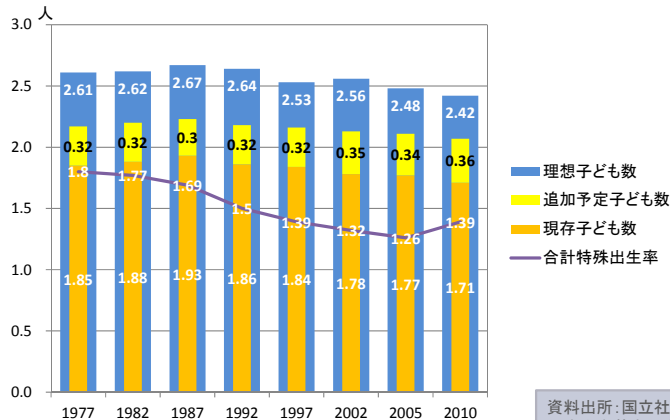
・理想子ども数: 2.67→2.42(△0.25)

・現存子ども数: 1.93→1.71(△0.22)

※ピークの1987年調査からの変化

⇒合計特殊出生率ほどの減少は見られない

⇒「希望と現実のギャップ」に対する指摘もあるが、それ自体に大きな変化はない



資料出所: 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」および厚生労働省「人口動態統計(2013年)」をもとに作成

▶ 25

ここからは、意識という観点で、色々な調査結果を取り出してきてみました。一つ目は、「子供の数の理想は何人ですか」というものです。それから、「今、何人ですか」、「あと、何人の予定ですか」、このようなことを調査してまとめたものです。過去を見ますと、理想の子供数は一番上のグラフですが、1977年で2.61人、この調査で一番高いところで1987年、これでも2.67人です。足元の2010年の調査では2.42人となっていて、希望としては若干減っていますが、まだ2.42人と0.25人しか減っていないような状況です。現存数ということで見てみますと、1.93人から1.71人と、ピークのときから比べてそのぐらいの変化ですので、出生率が大幅に低下してきているということはさておき、実際に何人欲しいと思っているか、それから、今何人いるかに関しては、それほど大きく下がっていないことが見られると思います。これは、調査対象が夫婦ですので、もう結婚している方です。結婚している方の意識としては、子供を少なくする、少ない子供でいいというわけでは、もしかしたらないのかもしれないということで、先程の未婚対策、晩婚化対策が、やはり重要なのかもしれないと感じた次第です。

出産に関する意識調査①

理想の子ども数を持たない理由は、「子育て・教育費負担」が多い（2010年調査）
年齢層が上昇しても、その割合は高い

妻の年齢	(集計客体数)	理想の子ども数を持たない理由 (複数回答(%))											
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
		子育てや教育にお金がかかりすぎるから	に自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	家が狭いから	ら高齢で生むのはいやだから	ら欲しいけれどもできないから	健康上の理由から	から肉体的負担に耐えられない、これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられない	得られないから	夫の家事・育児への協力が得られないから	ま一番末の子が夫の定年退職まで成人してほしから	夫が望まないから	環境ではないから
30歳未満	(90)	83.3	21.1	18.9	3.3	3.3	5.6	10.0	12.2	5.6	4.4	7.8	11.1
30～34歳	(233)	76.0	17.2	18.9	13.3	12.9	15.5	21.0	13.3	4.3	9.9	9.9	7.3
35～39歳	(519)	69.0	19.5	16.0	27.2	16.4	15.0	21.0	11.6	6.9	8.9	8.1	7.5
40～49歳	(993)	50.3	14.9	9.9	47.3	23.8	22.5	15.4	9.9	10.2	6.2	6.1	3.7
総数	(1,835)	60.4	16.8	13.2	35.1	19.3	18.6	17.4	10.9	8.3	7.4	7.2	5.6
第13回調査(総数)	(1,825)	65.9	17.5	15.0	38.0	16.3	16.9	21.6	13.8	8.5	8.3	13.6	8.1

(注)対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。
予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は32.7%

▶ 26

資料出所:国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(2010年)」をもとに作成

さらに意識調査、これは多分、色々なところでご覧になっていると思いますが、先程の理想の子供の数を実現しない理由について、アンケートを取ったものです。2010年の調査です。一番大きいところは、赤丸をしています。あとは年齢、身体的理由のところにも、相応に高い数字がありますけれども、やはり一番大きいことは、経済的理由の中の、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」というところです。総数でも6割の方がそのような回答しているということであり、30歳未満になりますと8割を超えています。当然年齢が高くなりますと、それ以外の理由の方が重くなることもありますので下がってはいますが、それでも、40代でも50%を超える人が、お金がかかりすぎるというような印象を持っているということです。なお、これは妻の年齢で、それぞれの年代層で区切った率になっています。

出産に関する意識調査②

理想・予定子ども数の組合せ別にみると、2人目以上を持たない理由は「経済的理由」が多い（2010年調査）

下 予 定 子 ど も 数 が 理 想 子 ど も 数 を 下 回 る 組 み 合 わ せ	夫 予 定 子 ど も 数 が 理 想 子 ど も 数 を 下 回 る 内 訳 (集計客体数)	理想の子ども数を持たない理由 (複数回答(%))											
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
		子育てや教育にお金がかかりすぎるから	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	家が狭いから	高齢で生むのはいやだから	欲しいけれどもできないから	健康上の理由から	これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	夫の家事・育児への協力が得られないから	一人暮らしで夫の定年退職まで成人してほしいから	夫が望まないから	子どもがのびのび育つ社会環境ではないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから
理想1人以上 予定0人	4.5 (83)	18.1	7.2	1.2	41.0	60.2	26.5	1.2	3.6	6.0	4.8	7.2	9.6
理想2人以上 予定1人	30.6 (561)	44.0	14.1	0.2	36.7	33.3	23.2	13.9	10.9	5.5	8.4	5.9	4.8
理想3人以上 予定2人以上	64.9 (1,191)	71.1	18.7	17.1	34.0	9.8	16.0	20.2	11.4	9.7	7.1	7.9	5.7
総数	100.0 (1,835)	60.4	16.8	13.2	35.1	19.3	18.6	17.4	10.9	8.3	7.4	7.2	5.6

(注)対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。
予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は32.7%

資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「第14回
出生動向基本調査(2010年)」をもとに作成

▶ 27

その同じ調査を、理想の人数と予定している人数、この区分けで見たものがこちらになります。経済的理由のところの赤丸ですけれども、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という理由について、実は、「1人も作る予定はない」、「欲しいけれども、作る予定はない」という組み合わせについては、人数、母数といいますが、サンプルの数もそれほど多くないのですが、それほど大きくはないです。それから、「2人以上欲しいけれども、1人にすると考えています」という人が44%。「3人以上欲しいのだけれども、2人ぐらいで」という人が71%という数字になっています。また勝手な推測をしますけれども、1人目に関しては、あまりお金に関する心配はされていないのかと思います。ですが2人目、3人目になると、非常に経済的負担、子育てへのお金がかかるというところで、ハードルが一気に上がってきているような気がします。「1人なら何とかできるけど、ちょっと2人、3人になるときついな」という意識なのかもしれません。

出産に関する意識調査③

過去の調査では、経済的理由は多いが、年代の上昇とともに相応に低下
(1982年調査)

妻の年齢	計	理想予定差理由 (%)											
		子供を生めない	や高年齢で生むのはい	教育費が高い	が一般的に子育てに金がかかる	育兒的肉体的・心理的負担	家が狭い	世間なみの子供数に合わせた	仕事の支障となる	立しない 趣味・レジャーと両	成人を望む 夫退職時まで	その他	不詳
～19歳	0組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～24歳	59組	5.1	6.8	23.7	42.4	22.0	11.9	1.7	5.1	—	5.1	6.8	18.6
25～29歳	316組	8.2	8.2	31.0	42.7	23.4	15.8	2.2	14.6	5.1	7.6	4.7	7.6
30～34歳	698組	11.3	20.8	28.9	33.8	26.2	15.9	1.3	14.3	3.7	10.0	6.7	5.3
35～39歳	636組	18.9	32.4	22.0	21.2	17.3	10.2	0.3	13.7	2.2	9.1	4.4	6.8
40～44歳	609組	21.2	36.5	18.9	15.6	12.3	7.9	1.3	7.2	0.2	7.2	2.1	9.2
45～49歳	527組	27.9	33.6	12.0	12.3	5.3	5.5	1.5	5.3	—	5.7	1.5	15.0
計	2,845組	17.7	27.4	22.0	24.3	17.0	10.9	1.2	10.8	2.0	8.0	4.0	8.8

(注) 多項目選択方式のため、各行の割合の合計は、必ずしも100%にはならない

▶ 28

資料出所：厚生省人口問題研究所「昭和57年(1982年)第8次出産力調査
(結婚と出産力に関する全国調査) 日本人の結婚と出産」をもとに作成

参考までに、1982年の同じような調査がありましたので、それも見てみました。やはりこれも、「教育費が高い」、「一般的に子育てに金がかかる」というような回答は多いです。ですから元々、お金がかかるという意識はあったことが分かります。

ただ先程、2010年の調査に比べますと、これを年代別に見ていったときに、同じデータの取り方ではないようなので、単純に比較はできないのですけれども、年代が上がっていきますと相応にこの率は下がっています。これは、ある程度お金が貯まっているのか、収入が上がっているのかというようにも考えたのですが、恐らく、30代後半になってくると、子供を作った後の子育て期間に入っているということで、出産に対してはこのような意識が特にないのではないのかという気がします。

教育費負担の状況

大学まで進学すれば、すべて国公立でも約8百万円
中学校、大学で私立の場合の負担増が大きい

区分	学習費等※総額 (単位:円)					合計
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	
高校まで公立、 大学のみ国立	690,300	1,834,842	1,351,020	1,159,317	2,694,800	7,730,279
すべて公立	690,300	1,834,842	1,351,020	1,159,317	2,728,400	7,763,879
幼稚園及び大学は私立、 他は公立	1,462,281	1,834,842	1,351,020	1,159,317	5,278,800	11,086,260
小学校及び中学校は公立、 他は私立	1,462,281	1,834,842	1,351,020	2,900,448	5,278,800	12,827,391
小学校だけ公立	1,462,281	1,834,842	3,885,468	2,900,448	5,278,800	15,361,839
すべて私立	1,462,281	8,534,142	3,885,468	2,900,448	5,278,800	22,061,139
私立の割合 (生徒数の割合)	82.3%	1.2%	7.1%	30.8%	73.5%	

※ 幼稚園～高等学校：学校教育費、学校給食費及び学校外活動費の合計
大学：授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費の合計(学費)

資料出所：幼稚園～高等学校：文部科学省「平成24年度 子どもの学習費調査報告書」をもとに作成
大学：独立行政法人日本学生支援機構「平成24年度 学生生活調査」をもとに作成
私立の割合は、文部科学省「学校基本調査(平成25年度)」をもとに作成

▶ 29

お金がかかるということなので、一番代表的かもしれませんが、教育費の負担についてまとめてみました。これも色々なところで、このような表をご覧になったかと思いますが、最近の調査から数字は作り直して置き換えています。一番上から、国公立か私立かというところで大きな分かれ目があるのですが、公立と国立で大学の費用で若干平均値が違っておりました、2段書きになっています。幼稚園から大学まで、全て国公立でいきますと、トータル800万円という調査結果です。私立が混じってくると、値段がどんどん跳ね上がるということで、幼稚園私立、大学私立、このパターンも結構多いのではないかと思いますけれども、そうすると300万円ぐらい教育費として上昇するというような状況です。私立に行く、行かないというところは個人の自由とはいえ、現実的なところを考えると、一番下に私立の割合を記載していますが、幼稚園では82%が私立に行っているというようなデータがあります。さすがに小学校、中学校はそれほど高くない比率ですけれども、高校になりますと3割ぐらいが私立に行きます。大学になりますと、7割以上が私立に行っている、このような現状があるわけです。ですから、国公立、公立を基準に全て考えるのではなく、若干、この現状を見てもう少し、私立を考慮しての補助も必要なのではないかと感じた次第です。これが1人当たりですので、例えば大学私立のパターンの1,100万円だと、1人なら何とかなるけれども、例えば3人になると3,000万円を超えていきますので、これは苦しいです。ですからこのところ、教育費に対する支援というものも、一つ大きなテーマなのではないかと思えます。

児童手当の海外との比較

日本は支給対象年齢が低い
所得制限なしが主流

	日本	フランス	スウェーデン
児童手当の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円 ・3歳～小学校修了 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得制限有 ・所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2子以降 ・20歳未満・月約1.8万円 (第3子以降月約2.3万円、14歳以上は加算) ・所得制限なし ※子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(N分N乗方式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子から ・16歳未満(学生は18歳まで) ・第1子月約1.7万円、第2子約1.9万円、第3子約2.4万円、第4子約3.3万円、第5子約3.7万円 ・所得制限なし
	イギリス	ドイツ	アメリカ
児童手当の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子から ・16歳未満(学生又は就労訓練中の者は20歳未満) ・第1子月約1.4万円、第2子以降月約0.9万円 ・所得制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子から・18歳未満(失業者は21歳未満、学生は25歳未満) ・第1・2子月約2.6万円、第3子月約2.7万円、第4子以降月約3.0万円 ・所得制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・手当制度はない。 ※ただし、税制で、被扶養者の所得控除に加えて、17歳未満の扶養児童は児童税額控除が受けられる

▶ 30

資料出所: 内閣府「第3回「選択する未来」委員会」
(平成26年2月24日)の資料をもとに作成

そのような手当でのうち、児童手当を先程と同じ国々について、簡単にまとめました。金額はその国の物価や学費水準等、そのようなことも含めて比較しなければいけませんので、ここでは議論から外しますが、支給する対象の年齢を見ていただきますと、日本は基本的に15歳までになっています。フランスを見ますと、20歳未満となっています。スウェーデンは、比較的厳しめです。イギリスは、基本16歳未満となっていますが、学生などについては20歳未満ということで、比較的、まだ教育期間中の者に対して、というような対応の仕方が見られます。それと所得制限、これは日本だけ所得制限ありということで、他の国々は所得制限が基本的にはないというような対応になっているそうです。

出生率引き上げに関する提言①

さまざまな少子化対策が考えられるが、組合せた場合の効果検証が必要
効果をあげるためには、一定規模での実施が必要

- ✓ 児童手当の改定
 - ①支給対象年齢の引き上げ（現行15歳までが支給対象）
 - ⇒15歳までが子育てではない
 - ⇒経済的負担軽減により出産への不安解消
 - ②第2子から金額引き上げ（現行第3子から）
 - ⇒第2子なければ第3子なし
 - ⇒「理想2人以上予定1人」に対する第2子以降の支援
 - ③所得制限の撤廃（現行所得制限あり）
 - ⇒子ども手当創設の趣旨「子ども手当は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという理念」の再確認
 - ⇒諸外国の制度においても所得制限は設けないことが一般的
- ✓ 子育て環境の整備
 - ⇒保育サービスの充実
 - …待機児童の解消
 - ⇒3世代同居・近居の促進
 - …祖父母の手助け

▶ 31

このようなことを見てきたわけですが、そこで自分として、どのようなことをすれば少子化に対する対応ができるのかというように考えてみたわけですが。幾つか思いつきで挙げてみたものではありますし、例えば、複数のことを一度にやると、相反する動きをしてしまっていて効果がなくなる、趣旨としておかしくなる、別のところに悪影響がある等、そのようなことは当然あるかと思えます。そのようなものを組み合わせた場合の検証は必要になってくると思えますが、幾つか思いつきで挙げてみました。

一つ目は、最後に見ていただいた児童手当のところ、ここは、支給対象年齢を上げた方がいいのではないか、現状からすると、子育ての期間は15歳までではないということです。学生の間とする等、当然、年齢上限というものはあるのですが、そのような対象にすることは必要なのではないかと思います。このようなところで、経済的な負担の軽減によって、先程見ていただいた2人目、3人目の出産に対する不安を解消していくことも、一つの方法だと思います。

それから、現在は第一子と第二子の金額が基本的には変わりません。第三子以降、金額が少し上がるのですけれども、第三子のハードルを考えると、第二子から、もう引き上げた方がいいのではないのかというように思います。当然ですけれども、2人目が生まれなければ3人目はあり得ないわけで、理想2人以上予定1人というところで、先程見ていただいた数字からしても、かなり金銭的なところへのハードルは高くなっていますので、第二子から金額を引き上げるといこともアイデアだと思います。

所得制限については、これは撤廃すべきではないかと思えます。この児童手当の目的が、所得制限で変わってきていると思えます。所得の再分配の効果を狙っているということであれば、それはそれでいいのかもしれませんが、元々子供手当ができたときは、社会全体で子育てを応援するという趣旨で所得制限はしないとされていたわけですが、それが、何か変わってきてしまっています。諸外国、数か国ですけれども、ご覧いただきましたとおり、所得制限はないものが一般的ということです。それから、これは順不同ですけれども、子育て環境の整備ということで、これも非常に問題視されているところで、保育サービスの充実も当然必要で、待機児童の解消は必達ではないか、あとは、先程の学費のところで見いただきましたよ

うに、幼稚園も私立へ行く割合が8割を超えていますので、公立の充実もしくは私立幼稚園通園への補助等、そのようなことも、拡大してもいいのではないのかと感じている次第です。

それと、この核家族化が進んでいる中で、子育てをすることに対する不安を感じている方も多いと聞きます。地域でというような表現もよくされますけれども、それも一つかと思いますが、おじいちゃん、おばあちゃんの手助けを受けやすくするために3世代同居、近居などというようなことの促進策というのものも、あっていいのだらうと思います。

出生率引き上げに関する提言②

- ✓ 教育費負担の軽減策
 - ①大学生への学費補助
 - …基礎的な費用を無償化(例えば、国公立相当の授業料を対象)
 - ⇒高年齢層でも「子育て・教育費負担」が理想の子ども数を持たない理由に挙げられていることから、高等教育(高等学校、大学)への負担軽減が必要
 - ②私立学校進学への補助(もしくは公立学校教育の充実)
 - ⇒私立進学の比率上昇をふまえると、公立との格差縮小が必要
- ✓ ワークライフバランスの実現
 - ①就業形態の多様化…就社と就職
 - ⇒社内異動で様々な職に就くことを想定すると、産休・育休での離職はネック
 - ⇒「職」が特定されればワークシェアリングが容易
 - …非正規雇用の正規雇用化
 - ②仕事と生活の調和
 - ⇒長時間労働の見直し、休暇取得推進
 - ⇒夫の子育て参加

▶ 32

それから、教育費負担への軽減策、これは必要ではないかと思います。あれだけのお金がかかるということを見ると、やはり、かなり躊躇すると思います。例えばですが、高校までは無償化が進んできていますけれども、大学もベースのところは無償化という方向性もいいのではないかと思います。私立学校進学への補助も一定程度必要なのではないかと思います。

ちなみに、教育費に関して、最近見付けたものがありまして、「国際人権規約」というものです。これは、「世界人権宣言」をベースにして、それを色々な内容ごとに分けて、条約化したものだそうです。その中に社会権規約というものがあり、その第13条に、「教育についての全ての者の権利を認める」という宣言が入っています。またその中に、「高等教育は、全ての適当な方法により、特に無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、全ての者に対して均等に機会が与えられるものとする」というような項目がありまして、実はこの「無償教育の漸進的な導入により」という項目について、日本は条約の批准を留保していたそうです。その条約自体は批准したそうなのですが、もう1つ別の項とあわせ、この項については留保すると国連に申し入れていたそうです。ここの部分について、どうも24年9月に、「批准します」という方向に舵を切ったようなことが書いてありました。ですから、高等教育というと一般的に大学のことを指すようですので、そのようなことから、先程の学費に関する部分については、何らかの対策が実施されるのかもしれませんが。

ただ海外も、大学の学費が無償であるという国は幾つかあったのですけれども、最近一部負担が必要になってきているということも話として聞いています。アメリカは当然、私立大学等は非常に高額ということで有名です。

次のワークライフバランスの実現も大切なことだと言われています。ただ、①で書いてみましたが、日本の会社の中での働き方を考えたときに、今、「就職」ではなくて「就社」ではないかというように一時期言われていたわけですが、社内で色々なところを、部門をまたいで異動していくことになっていきますと、そのキャリアを積み上げていくためにはやはり一定の時間、それから、経験年数等が当然長く必要になってきます。そうすると、産休や育休等で離職するということは、そのキャリアパスに対してネックになりやすいという問題があるのではないかと思います。

「就職」ということで、特定の職種といえますか、職の内容で会社に勤めることになってくると、オランダ等で話題になっているワークシェアリングなども、やりやすくなるのではないかと思います。そうすればさらに、非正規雇用を正規化することもやりやすいのではないかと、このようなことも考えたわけです。当然、仕事と生活の調和ということで、長時間労働の見直し、休暇取得促進、夫の子育てへの参加等は、当然必要なことになろうかと思います。

出生率引き上げに関する提言③

- ✓ 結婚家庭への税的メリット
 - ①配偶者控除の所得制限(給与所得103万円)を廃止
 - ⇒共働きが事実婚、未婚より有利に
 - ⇒パートタイマーの収入向上につながれば、子育て負担への対応にも
 - ②PACS(フランス)のような制度の導入
 - ⇒事実婚の社会的認定、税的メリットも付与
 - ③N分N乗方式
 - ⇒子どもが多いとさらに税負担軽減
- ✓ 社会保険料負担の見直し
 - ①子どものいる親の社会保険料負担の軽減
 - ⇒「次世代の負担の担い手」の有無で負担を加減
 - ⇒育児負担がない家庭は、その分を自らの老後資金とすることが可能
- ✓ 学校制度の改革
 - ①飛び級の拡充
 - ⇒飛び級による早期卒業・早期就職で、結婚時期が早期化
 - ②学生結婚に対する支援
 - ⇒学生時代の出産に対し、「産休・育休」の導入(学籍の保障)
 - ⇒育児中の学費免除等

▶ 33

それから、結婚家庭への税的メリットというように書いてみたのですが、これは結婚している家庭に対する税のメリットを拡大することで、「結婚しようかな」という気持ちを醸成できないかなというだけのことで、具体的に幾つかあるものが、配偶者控除における所得制限の廃止、事実婚の社会的認定といったところや、フランスのN分N乗方式と言われている家族の人数が増えると税負担が減っていくと、このような税制の導入も、検討に値するのではないかと思います。

それから、これは色々と議論があるところだと思います。社会保険の分野で考えたときに、例えば、社会保険料の負担を子供がいる人について安くする、そのようにするといない人への差別だと当然言われると思

います。それも、確かにそのような考え方になるかもしれません。けれども、このようなところにも切り込んでいく必要がもしかしたらあるのではないかと考えます。ドイツで以前、このような子供のいる家庭に優遇する、かなり大幅なものが考えられたようです。細かい内容までは確認できませんでしたが、確か今も少し優遇措置はあるようなのですけれども、そのときは反対にあって実現できなかったそうです。

話は変わりますけれども、学校制度の改革ということで、飛び級をもっと拡充したらどうでしょうか。数年ですけれども早く卒業することで、早く就職して、早く結婚すると、このような効果が期待できるのではないか、また、学生結婚に対する公的な支援もあってもいいのではないかと思います。当然、学生時代ですから、もし出産ということになると休学になるとと思いますが、一般の休学ですと、例えば年数の制限等、そのようなことがありますけれども、産休、育休的な休みの期間は学籍を保障する等、そのようなことも考えていいのではないかと思います。

(参考) 少子化危機突破タスクフォース①

2013年3月、内閣府特命担当大臣(少子化対策)の下で、「少子化危機突破タスクフォース」が発足。2013年8月からの第2期で具体的に検討。

● 少子化危機突破タスクフォース(第2期)取りまとめ(2014年5月26日)

- ✓ 今後の取り組むべき課題と進むべき方向性
 - ①都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策
 - ②少子化対策のための財源の確保
 - ③結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策強化交付金の延長・拡充
 - ④妊娠・出産等に関する正確な情報提供
 - ⑤少子化危機突破の認識共有に向けて
 - ⑥施策の整理・検証(「CAPD」サイクル)の実施
 - ⑦少子化対策の目標のあり方の検討
- ✓ 今後に向けた提言
 - 提言1 新しい大綱の策定に向けた検討
 - 提言2 少子化対策集中取組期間の設定と施策の総動員と財源の確保
 - 提言3 残された課題に対する議論の深化

資料出所:内閣府「少子化危機突破タスクフォース(第2期)」の資料より抜粋

▶ 34

最近、色々なニュース等が出ていますので紹介しておきます。「少子化危機突破タスクフォース」という組織が内閣府の中にあり、第2期として2013年の8月から検討を行っています。今年の5月に、第2期の取りまとめがなされまして、方向性や提言、このようなものがまとめられました。

(参考) 少子化危機突破タスクフォース②

平成27年度予算要求・税制改正要望に向けた緊急提言(平成26年8月26日)
少子化危機突破タスクフォース予算・税制検討チーム

平成26年5月26日の「少子化危機突破タスクフォース(第2期)取りまとめ」後、「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」(平成26年6月24日閣議決定)においても、少子化対策の充実が盛り込まれるなど、少子化対策へ待ったなしで取り組むべきという「少子化危機突破」に向けた機運醸成が広がっている。こうした動きを加速化し、「少子化危機」を突破するために、平成27年度予算要求・税制改正要望に向け、下記緊急提言を行い、政府の対応を求めるものである。

1. 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策強化
交付金の延長・拡充
2. 子ども・子育て支援新制度において質・量の充実を図るために必要な財源の確保
3. 抜本的な少子化対策に取り組むための財源のさらなる確保
4. 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業支援のための税制
5. 結婚・子育て支え合いを促進するための税制等
6. 三世帯同居・近居に係る軽減のための税制
7. 民間企業の本社機能の地方移転を促進するための税制

▶ 35

資料出所: 内閣府「少子化危機突破タスクフォース(第2期)」の資料より抜粋

なぜこれを急に取り上げたかという点、8月にタスクフォースの予算税制検討チームが緊急提言として出したものがありましたので、これをご紹介したいと思ったからです。この中でも、1番目の「切れ目ない支援のための」というようなことや、2番目の「質・量の充実を図るための必要な財源の確保」等、そのようなことが書かれておまして、6番目には「三世帯同居、近居」と、これを見て私は書いたのではないのですけれども、たまたま同じことが挙げられてきていたので、やはり、そのようなことも考えるべきなのだろうと思った次第です。

私のプレゼンの資料は以上ですが、昨日、「まち・ひと・しごと創生会議」というものが、首相官邸で開かれましたというニュースが出ていました。ニュースのタイトルとしては、「出生率目標を1.8とする」と、このような内容だったかと思えますけれども、そのような動きがあったわけです。その出生率目標が1.8という報道の中で、この数値目標については、実はかなり色々なところで批判もあります。子供を持つ、子供を作る、そのような権利というものは、国に言われてどうこうするものではない、目標化されても馬鹿にされているだけだと、このような議論もありまして、数値目標は、なかなか置かれていなかったことが現状のようです。当然、個人の権利ですので、目標化されて動くような問題ではないのですが、目標として考えるにあたっては、これは1.8を目指して、1.8が実現できるような社会環境を作る、その上でみんながどのような行動をするかは、それは個人の判断だということです。国民に対して1.8が目標だということではなく、国として1.8が達成できる環境を作ることが目標だと、これが正しい表現なのではないかと思えます。ただ一方で、目標がないからこれまで少子化対策が、ぶれてうまくいかなかったというような批判もあります。数値目標がないので、やってみたら、出生率が最近上昇していますと、それで終わり。どのようなことを、追加で何かやらなければならないのではないか、十分か、足りないかという議論も、なかなかしづらい。そのようなことで、目標化するべきだという議論も一方であったとのこと。

ただ、この1.8という出生率の目標数値ですけれども、気を付けてほしいことは、恐らくこの1.8は、最初で見ていただいた、期間合計特殊出生率で見ると思えます。そのようにすると、期間合計特殊出生率が上

がったとしても、もしかしたら出産時期を前倒しているだけで、人数を増やそうとは思っていないという可能性も当然あるわけです。そのようにすると、足元で上がったとしても長い目で見たときには、実はそれほど上がっていなかったという可能性もあるわけで、出生率が 1.8 という目標数値に達したときに、目標達成ということで「良かったね」で終わってしまうことが危険だと考えます。出生率のところでも紹介しました、コーホートの方でも出生率が上がるように、1.8 等そのような目標数値を達成した後も、長期的に、また継続的に、そのような対策を続けていくことが、非常に大事なのではないかと思う次第です。

色々な数値をご覧いただいて、私の勝手な思いを色々お伝えしましたけれども、このようなことを見てもお分かりになるとおり、非常に大きな問題ではないかと考えています。ただ、我々アクチュアリーが、どのように関わられるのかということに関しましては、最初にも申し上げましたとおり、直接的な影響といえますか、関与は難しいのではないかとはいいます。そこは、日本社会に属するものとして広く考えて、今後も色々なところで考えていただいて、感じていただいて、できることであれば意見を発信していただければと思います。長くなりましたけれども、私からは以上です。ご清聴、ありがとうございました。

【司会】 原田様、どうもありがとうございました。ここで、質問をお受けしたいと思います。質問等ございます方は、挙手をお願いいたします。

【質問者 1】 野村総合研究所の坂本と申します。本当に、包括的な研究をありがとうございました。これからの課題につきましてもかなりまとめられて、本当に、これからの議論に役に立つと思います。コメントは二つありまして、一つは、出生率の低い国という意味では、ヨーロッパよりもむしろアジアの方に、何と申しますか、そのような事例が多発しているということがあるように思ひまして、そちらの調査ということもいるのではないかと。韓国は、まずそうです。韓国、香港、台湾、そしてシンガポールと、このようなところが本当に、急激に出生率が落ちている。そのような国が、なぜ落ちていると認識しているかということ調べても、何かまた、別のヒントがあるのではないかと、そのような気がしたところです。

もう一つは、この中でももちろん触れておられるのですけれども、いわゆる、待機児童の解消というところでお話されていたことなのです。女性が働くことと育児とが両立できる、そのような枠組みをどう作っていくかが、非常に大きい要素になるのではないかと申ひまして、この辺については、例えば、私もよく分からないのですが、フランスはかなり、そのあたりを配慮した枠組みを作っているような気がいたします。その辺も、今後の調査対象になるのではないかと、そのような印象を持ったところです。すみません、質問というよりも、むしろコメントになってしまいまして、本当に、包括的なご報告をありがとうございました。

【原田】 ありがとうございます。アジアについては確かにもう少し、色々なところを見てもみようかと思つたのですけれども、時間の関係もあり、代表的なものといひますか、よく取り上げられている欧米の方を取り上げた次第です。また少し、色々見てみたいと思ひます。それから、フランスの育児支援というところでは、個人のベビーシッターの登録制等、そのようなことで非常に充実しているそうで、預けられる、預けて働きに行くということが非常にしやすいというように、調べた本にも載っておりました。そのようなことは当然日本でも、ただし、ネットで調べたベビーシッターで事故が起きた、事件が起きたりなどということがあるので、公的な認定制度の導入のような対応をやってもいいのではないかと。また、自宅にベビーシッターが行って世話をするというものと、そのベビーシッターの家に子供を連れていくというものがあるので、そのような工夫も必要なのかと、私も感じました。ありがとうございます。

【司会】 他にございますでしょうか。

【質問者2】 同じく、大変包括的で、今さらながらという話の中で、新たに問題提起されているような、非常に印象的なお話でありがとうございます。一つだけ気になる点がございまして、十数年前ですか、男女雇用機会均等法が施行されたときに、何かそれが、人口、出生に影響を与えたというようなことを少し言いかけたので、そこのところをもう少し、教えていただきたいと思います。今何となく、アベノミクスでは、デフレ脱却ということが、目標のようになっていますが、確かに経済成長をしたときには、デフレではなくて、クリーピング・インフレということがあったと思うのです。それは結果として、インフレが起こったということで、目標とはまた違う話だと思い、その辺が混同しているということを目頃から思っているのです。男女雇用機会均等法の施行が、なぜ出生率に影響を与えたのか。特に私などはもうおじいちゃんの世代ですから、孫ができていると、その息子や嫁が苦勞しているということは目の前に見ているものですから、その辺を少し教えてください。

【原田】 はい。簡単にご説明しますと、均等法により直接的に生む数が減っているということでは、多分ないと思います。要は、その結果就職率が高まり、進学率が上昇し、結婚する年齢が遅れた、遅くなった、高くなったということで、それでその時期の期間出生率としては下がったことが、一番の要因ではないかと思います。その後の総数といいますか、コーホートで見た場合の出生率については、これはまた別の、その要因ではなく、働きながら子供を育てることへの大変さ、子供に対する意識の違い等、そのようなことが原因なのではないかと思ひまして、直接的に、均等法のところで影響があることは、恐らく後ずれになっているといったところで、期間出生率としては下がったのではないかと私は思っています。

【司会】 もう少し、質疑をお受けしたいところなのですが、もう時間が定刻となりましたので、以上を持ちまして、本セッションは終了とさせていただきます。もう一度、原田様に盛大な拍手をお願いいたします。